

福島県立福島高等学校同窓会規約

第1条

この会は福島高等学校同窓会とよび、事務局を福島高等学校内におく。

第2条

この会は福島中学校、福島高等学校の卒業生、修学生をもって組織する。

第3条

この会は会員相互の連絡と親睦を図り、併せて母校の発展を期することをもって目的とする。

第4条

この会は次の事業を行う。

1. 会員の連絡協調に関する事項
2. 母校の発展援助に関する事項
3. 会員の名簿及び会誌の発行に関する事項
4. その他必要と認められる事項

第5条

この会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 常任理事 若干名
4. 理事 若干名
5. 監事 若干名
6. 幹事 各学年代表者若干名

以上の外、会長は総会の承認を得、名誉会長を推戴し、また、顧問、参与を委嘱することができる。

第6条

会長は総会で選出する。

副会長、監事、常任理事、理事は会長が委嘱する。

幹事は各学年より選出された者を会長が承認し委嘱する。

第7条

会長はこの会を代表し会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。

常任理事、理事は会長の命をうけ、会務に当る。監事は会計を監査する。

幹事は同学年を代表して会務に当る。

第8条

役員の仕事は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。

第9条

総会は年1回定時に開く。必要に応じ臨時総会を開くことができる。

総会の議決事項は、次の通りである。

- 1.会務の報告
- 2.予算の審議及び決算の承認
- 3.役員を選出
- 4.議案の決議
- 5.規約の改廃
- 6.その他必要な事項但し、総会はその権限の一部を役員会に委任することができる。

第10条

常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

役員会は、会長、副会長、常任理事、理事をもって構成する。

役員・幹事会は、会長、副会長、常任理事、理事、各学年代表幹事をもって構成する。

第11条

総会、常任理事会、理事会、役員会、役員・幹事会、幹事会総会は会長が召集する。

第12条

会議の議決は多数決による。可否同数の場合は議長の決による。

第13条

この会の経費は入会金(3,000円)、年会費(2,000円)及び寄付金をもって支弁する。

後援会費(1口1,000円、1口以上とする)は母校の後援会費に充てるものとする。

会費の額は総会で決定する。

(注)卒業時の年会費は当分の間1,000円とする。

この会の会計年度は毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

付 則

この会の規約は昭和 26 年 6 月 26 日から実施する。

昭和 39 年 6 月 13 日 一部変更

昭和 42 年 4 月 14 日 一部変更

昭和 52 年 9 月 20 日 一部変更

昭和 53 年 8 月 12 日 一部変更 (第 5 条)

昭和 57 年 11 月 4 日 一部変更 (第 15 条)

平成 2 年 11 月 14 日 一部変更 (第 13 条、他)

平成 4 年 11 月 13 日 一部変更 (第 13 条、他)

平成 5 年 11 月 24 日 一部変更

平成 8 年 11 月 27 日 一部変更 (第 13 条)

平成 10 年 11 月 25 日 一部変更 (第 13 条)

平成 13 年 11 月 27 日 一部変更 (第 13 条)